

資産税～お役立ち～新聞

 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 

第 11 号(2016 年 7 月)

<< - - 相続の開始 - - >>

[相続の開始]

『相続の開始』は、自然人である個人が死亡した瞬間に発生します。

よって『相続の開始』という事象は、相続人が被相続人の死亡の事実を知っていたか否かを問わずに被相続人が死亡した瞬間に自動的に発生する事になります。

これは、被相続人の財産や債務に関して、たとえ一瞬でも空白（無主）の状態が発生すると、その財産や債務に関する法律関係に混乱が生じてしまうからです。

[申告期限の起算日とは一致しない場合も]

上記のとおり、『相続の開始』という事象は、被相続人が死亡した瞬間に発生し、その相続人がその死亡の事実を知っていたか否かを問いません。

それに対して、相続税の申告期限は『その相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内』と定められています。

通常は、「被相続人が死亡した日＝相続の開始があったことを知った日」となります。

しかし、場合によっては「被相続人の死亡日」と「相続の開始があったことを知った日」が一致しないことも有り得るのです。


例えば、下記のようなケースが挙げられており、それぞれに定める日が「相続の開始があったことを知った日」となります。(相基通 27-4)

■失踪宣告・・・民法第 30 条及び第 31 条の規定により失踪の宣告を受け死亡したものとみなされた者の相続人又は受遺者は、これらの者が当該失踪宣告に関する審判の確定があったことを知った日。

■相続開始後

の失踪宣告・・・相続開始後において、当該相続に係る相続人となるべき者が失踪宣告により死亡したものとみなされ、その死亡日が当該相続開始前であった為、その死亡したとみなされた者に代わって相続人となった者は、当該失踪宣告に関する審判の確定があったことを知った日。

■認知の訴え等・・・相続開始後において、民法第 787 条に定める認知の訴えによる裁判により認知され相続人となった者、又は、民法第 894 条に定める相続人の廃除の取消しに関する裁判の確定により相続人となった者は、これらの裁判の確定を知った日。

 [終わり] 